

## 伊勢崎市愛のはぐるま会 感染対策委員会

### 感染症・食中毒の予防・まん延防止に関する指針

#### ◎感染症・食中毒の予防・まん延防止の基本姿勢

社会福祉法人伊勢崎市愛のはぐるま会（当法人が管理運営する障害者施設）は、基礎疾患があり感染症への抵抗力の弱い方や障害の特性により十分な感染対策を講じることが困難な方が利用や生活をする場です。こうした利用者様の多数が活動や生活する環境は、感染が広がりやすい状況にある事を常に認識する必要があります。

このような前提にたつて当法人が設置する事業所において、感染症及び食中毒を予防する体制を整備し、平素から対策を実施すると同時に、常日頃からの感染予防に心掛け、感染症等が発生した場合には、迅速かつ適切な対応に努めます。

そこで、それぞれの事業所において感染症・食中毒の発生、まん延防止に取り組むにあたっての基本的な考えを理解し、事業所全体でこの事に取り組むことといたします。

#### （感染症・食中毒の予防・まん延防止の基本的指針）

##### 1. 感染症・食中毒の予防及びまん延防止の体制

感染症・食中毒の予防及びまん延防止のために、委員会を設置し法人全体で取り組みます。

#### 職種ごとの構成委員と役割

施設長（総括）：危機管理体制の構築、行政報告、関係組織への協力依頼、調整、職員教育及び研修の管理

看護職員（専任感染対策担当者）：医師、協力医院との連携、利用者・職員の健康把握、ワクチン接種・感染症罹患歴等管理、感染症発生情報の分析・指揮・再発防止対策、マニュアル作成

支援職員（新入職員や実習生への感染研修担当）：異常の早期発見、感染症流行状況把握、情報収集、衛生管理周知徹底、マニュアル管理

管理栄養士：感染症流行状況把握、食品衛生に関する指導等連携

事務職員：緊急必要物品等の手配等ロジステックスに関わる連携

## 2. 平常時の対応（標準予防策：スタンダード・プリコーション）

### （1）事業所内の衛生管理

当法人では、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のため、事業所内の衛生保持に努めます。また、手洗い場、厨房、食堂、浴室、トイレ、汚物処理室などの整備と充実に努めるとともに、日頃から整理整頓を心掛け、換気、清掃、消毒を定期的実施し、事業所内の衛生管理、清潔の保持に努めます。

### （2）介護・支援と感染対策

介護・支援の場面では、職員の手洗い、うがい及び手指消毒を徹底し、マスク等を着用します。また、血液・体液・排泄物等を扱う場面では、細心の注意を払うと共に、適切な方法で対処します。また、利用者様の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者様の健康状態を常に注意深く観察することに留意します。

職員は日頃から自己の健康管理を行い、感染対策に努めます。

### （3）来訪者への衛生管理の周知徹底を図り、まん延防止を図ります。

## 3. 発生時の対応（まん延防止対策）

万が一、感染症及び食中毒が発生した場合は、「厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる対処の手順（厚生労働省告示第268号）」に従い、感染の拡大を防ぐため、下記の対応を図ります。

### （1）発生状況の把握

### （2）まん延防止のための措置

### （3）有症者への対応

### （4）関係機関との連携

### （5）行政機関への報告

管理者は、次のような場合には、迅速に市町村等の主管部局に報告するとともに、所轄の保健所への報告を行い、発生時の対応などの指示を仰ぎます。※報告書式は、市町村の指定様式とします。

『報告が必要な場合』※都道府県や市町村から、事前に例外的な指示もある

- ア. 同一の感染症もしくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
- イ. 同一の感染症もしくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ウ. ア及びイに該当しない場合で、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者が報告を必要と認めた場合

『報告する内容』

ア. 感染症又は食中毒が疑われる利用者様、職員の人数

イ. 感染症又は食中毒が疑われる症状

ウ. 上記の利用者様、職員への対応や事業所における対応状況等

※なお、医師が、感染症法、結核予防法又は食品衛生法の届出基準に該当する利用者様、職員又は、その疑いのある者を診断した場合には、これらの法律に基づき保健所等への届出を行う必要があります。

<連絡先一覧>

医師	天啓園	鈴木医院	0270-25-1798
	第二天啓園	井田医院	0270-25-0666

伊勢崎市保健福祉事務所 0270-25-5066

伊勢崎市健康推進部健康づくり課 0270-27-2746

伊勢崎市障害福祉課 0270-27-2753

群馬県福祉部障害政策課 027-226-2636

附則

この指針は令和4年4月1日から施行する